

# 北上市が発注する事業に参加される受注者の皆様へ

～平成31年4月1日より北上市公契約条例が施行されます～

この条例は、公契約に係る基本方針及び基本的事項を定め、公契約の公正かつ適切な履行を図り、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とするものです。

市が発注する事業に参加される際には、この条例の趣旨をご理解いただき、条例に定める取組の推進に努めていただきますよう御協力をお願いします。

## 【公契約とは】

市が発注する工事、業務委託その他の契約及び指定管理者と市が締結する公の施設の管理に関する協定をいいます。

## 【北上市公契約条例の基本方針】

- (1) 公契約の公正性及び透明性を確保すること。
- (2) 公契約の品質及び適正な履行を確保すること。
- (3) 地域経済の健全な発展に努めること。
- (4) 労働者等の適正な労働環境を確保すること。

## 【受注者の皆様に御協力いただくこと】

- ・労働基準法や最低賃金法等関係法令の遵守
- ・下請負者等と対等な立場における合意に基づいた適正な下請負契約の締結
- ・労働者に対する公契約であることなどの周知
- ・一定の条件に当てはまる公契約について、労働環境報告書の提出

## 【主な法令遵守事項】

- ・法定の最低賃金額以上の賃金を支払うこと。
- ・労働者を健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入させること。
- ・労災保険に加入すること。

北上市公契約条例についてのお問い合わせ  
財務部契約検査課 0197-72-8262 (ダイヤルイン)  
※北上市HPに公契約条例及び規則の全文を掲載しております。  
また、3月中に公契約条例の手引を掲載いたします。